

用語解説

あ行

●ISO14001 (P53)

1996 年国際標準化機構 (ISO) が制定した環境マネジメントシステム (EMS) の国際規格。ISO14001 の認証を取得し、この環境マネジメントシステムを構築・運用し、継続的改善を図ることで、環境負荷を低減し、事故による環境への影響を低減することが可能となる。

●愛知目標 (P3)

2010 (平成 22) 年に愛知県で開催された第 10 回生物多様性条約締結国会議 (COP10) において採択された、2020 年までを目標とする 20 項目からなる生物多様性保全を図るための個別目標のこと。

●アイドリング (P32)

駐車時や停車時に自動車のエンジンを空転させること。アイドリングストップとは、駐車時や停車時に自動車のエンジンを止めること。

●アダプトプログラム (P2)

行政が、特定の公共財 (道路・公園・河川など) について、市民や民間業者と定期的に美化活動を行うよう契約するプログラム。

●エコドライブ (P32)

駐停車時にエンジンを停止させることなどにより燃料消費・排ガス出力を抑えること。

●エコエネルギー (P4)

温室効果ガスの排出の少ない、環境にやさしいエネルギーのことで、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法 (新エネルギー法)」で定める太陽光発電や風力発電のほか、大分県の自然的特色を考慮し、「新エネルギー」には含まれない地熱、水力、海洋エネルギーを含めたエネルギーの総称。

●NPO (P66)

「民間の非営利団体」のこと。ボランティア団体や市民活動団体のほとんどが NPO ということになる。「NPO」と「NPO 法人」の違いは、数多くの「NPO」の中で、NPO 法に基づき県知事などからの設立の認証を受けたものが「NPO 法人」であり、法人設立の手続きや運営を NPO 法に基づいて行っている。

●おおいとうつくし作戦 (P4)

県民総参加型の取組であるごみゼロおおいた作戦の成果を生かし、地域活性化型にステップアップさせた作戦。うつくしの「う」は海 (海、河川などの豊かな水、貴重な干潟など)、「つ」は土 (肥沃な土壌、大地、温泉、ジオサイトなど)、「く」は空気 (澄んだ大気、さわやかな風)、「し」は森林 (豊かな自然の象徴) を表す。

●オープンスペース (P36)

都市の中の建物などのない広場の空間をいう。公園・河川空間など公共、私有を問わず公開性が確保され、立ち入ることができ、眺望性があり、都市の屋外空間の価値を見出すために作られた空間。都市内での遊びやレクリエーションなどの場として重要視されている。

●温室効果ガス (P2)

京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化炭素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の 6 物質が地球温暖化の原因となる温室効果ガスとして排出削減対象となっている。温室効果ガスのうち二酸化炭素が排出の大部分を占める。

か 行

●外来種 (P75)

国外や国内のほかの地域から人為的(意図的又は非意図的)に導入されることにより、本来の分布していない地域に持ち込まれ定着した生物種を指す。外来種のうち、導入先の生態系等に著しい影響を与える物を特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

●合併処理浄化槽 (P2)

し尿と生活雑排水(台所・風呂・洗濯等に使用した水)を戸別にまとめて処理する浄化槽。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べ河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。

●環境家計簿 (P54)

日常生活の中で環境に関する出来事や行動を家計簿のように記録し、家庭でどんな環境負荷が発生しているかを家計の収支計算のように行うもので、毎日使用する電気、ガス、水道、ガソリンや発生した燃えるごみなどの量に二酸化炭素の排出係数を掛けて、その家庭での二酸化炭素排出量を計算するもの。環境家計簿をつけることにより、消費者自らが環境についての意識を持って、生活行動の点検、見直しを継続的に行うことができる。

●環境教育アドバイザー (P40)

大分県が、地域や学校等で開催される環境に関する講演会や研修会等に講師を無償で派遣する制度で、平成 16 年度から運用している。環境教育アドバイザーには、学識経験者、環境カウンセラー、環境 NPO 法人で活動している方などを委嘱している。テーマは自由で最寄りの県民保健福祉センターや保健所等へ申込みを行う。

●環境基準 (P13)

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準。許容限度又は受認限度という性格のものではなく、より積極的に維持されることが望ましい基準とし、行政上の目標として環境基本法第 16 条第 1 項に定められており、大気の汚染、水質の汚濁、騒音、土壌の汚染について定められている。

●環境基本計画 (P1)

環境基本法第 15 条に基づき政府が定める環境の保全に関する基本的な計画。

●環境基本法 (P5)

環境の保全に関する基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的として平成5年に制定された法律。

●環境指導員制度 (P48)

ごみの減量やリサイクル等を推進するために地域住民の立場からごみ全般に関する相談を行う指導員をもうける制度。住民と行政のパイプ役でもある。

●環境保全型農業 (P18)

環境の保全に配慮した循環型農業を基本に、地産地消や有機栽培によるブランド化、豊かで健康な市民生活や活発な地域間交流など「さまざまな循環の輪」を広げていく施策。

●環境マネジメントシステム (P53)

経営管理システムの一つで、事業者等が自主的に環境に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制、仕組みをいう。国際標準化機構 ISO14001 やエコアクション 21 などの規格がある。

●京都議定書 (P1)

1997(平成9)年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において採択された議定書。条約締約国の先進国に対し、2008年～2012年の第1約束期間における温室効果ガスの排出を1990年比で、5.2%(日本6%、アメリカ7%、EU8%など)削減するという法的拘束力のある数値目標が決定され、2005(平成17)年2月に米国、オーストラリア抜きで発効された。

●グリーン・イノベーション (P3)

低炭素社会の実現を目指す技術的な試み。平成24年4月に閣議決定された第4次環境基本計画の重点分野として掲げられている。

●グリーンカーテン (P40)

緑のカーテンともいう。植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法の一つ。主につる植物が用いられ支柱に絡ませたり、外壁やネットに這わせたりして栽培する。

●グリーン購入 (P52)

製品やサービスを購入する際に、必要性を十分に考慮し、価格、機能、利便性、デザインという要素のみならず、環境のことを考慮して環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に選んで購入すること。

2001年には国等によりグリーン調達を定めるグリーン購入法が制定されている。

●下水道普及率 (P28)

行政区域内人口のうち、公共下水道の供用を行っている区域(処理区域)内の人口の割合。

- 下水道水洗化率 (P28)
公共下水道の処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して下水道に接続している人口の割合。
- コジェネレーション (P55)
石油やガスなどの一次エネルギーから、動力と熱、あるいは電力と熱のように２種類以上の二次エネルギーを取り出すシステム。
- コップ一杯の水切り作戦 (P18)
生ごみを出すときは、よく水分を切ることで全体のごみの量を減らす作戦。
- こどもエコクラブ (P39)
幼児から高校生までを対象とし、子どもたちの興味や関心に基づいて、自然観察・調査やリサイクル活動など、家庭・学校・地域の中で身近にできる環境学習・環境保全活動を行うため、環境省が平成７年に発足されたクラブ。
- コミュニティバス (P30)
交通空白地域の住民の足を確保するため、自治体が運営主体となり、バス会社等に委託するなどして運行するバス。巡回バス。福祉バスなどがこれにあたる。
- ごみゼロおおい作戦 (P4)
大分の恵み豊かな自然環境を守り、将来に継承するため、県民総参加により全国に誇れる環境に配慮した美しく快適な大分県づくりを進める県民運動。

さ 行

- 里海 (P69)
人の手が加わることにより、生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域とそれに接する陸域のこと。陸域の里山に対して使われることが多い。環境省では 2007 年に策定した 21 世紀環境立国戦略に里海の創生支援を盛り込むとともに、2008 年度から「里海創生支援事業」を開始し、藻場、干潟、サンゴ礁等の保全・再生・創出、封鎖性水域の水質汚濁対策、持続的な資源管理など総合的な取組を推進している。
- 里山 (P40)
奥山自然地域と都市地域の間中に位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて、環境が形成されてきた地域である、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などで構成される地域概念。
- 産業廃棄物 (P50)
事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める 20 品目（汚泥、廃油、廃プラスチック等）。このうち、危険性の高いものや有害なものを含む場合は特別管理産業廃棄物に分類される。

●30・10(さんまる・いちまる)運動 (P4)

飲食店で宴会時に出る食べ残しを削減するための取組として、“乾杯後(開始後)30分と終了前10分は、離席せず食事を楽しみ、美味しく！残さず！食べ切ろう！”運動。

●COD(化学的酸素要求量) (P14)

水中の汚濁物を分解するために必要な酸化剤の量をそれに相当する酸素の量で表わしたもの。CODの数値が高い程、汚染が進んでいることを意味している。海域、湖沼の重要な汚濁指標となっている。

●資源ごみ (P52)

「缶・ビン・ペットボトル・古紙・古布など」ごみとして排出された資源化可能なもの。

●自然エネルギー (P53)

太陽光や熱、風力、潮力、地熱など自然現象から得られるエネルギーのこと。石油などの化石燃料に比べ二酸化炭素などの排出も少なくクリーンなエネルギー資源として注目されている。

●自然公園 (P1)

すぐれた自然の風景地を保護するとともに、自然に親しむ場としてその利用の増進を図ることを目的に、自然公園法や都道府県条例に基づいて指定された公園。国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園がある。県内には、国立公園2カ所、国定公園3カ所、県立自然公園5カ所がある。

●親水機能 (P74)

水浴び、水遊び、釣り、湖畔の散歩など日常生活や観光、レクリエーション等を通して、海や湖沼、河川等と身近に親しめること。

●ジオサイト (P9)

素晴らしい景観や地層、地質、植物・動物、歴史文化的価値などが存在する場所。

●ジオツーリズム (P73)

地域の地史や地質現象の理解に資する地球科学的に貴重な地質遺産等を訪ね、大地の成り立ちやその上で育まれた生態系、地域の歴史・文化との関わり等について学ぶことを目的とした旅行形態のこと。

●持続可能な開発のための教育(ESD) (P3)

環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。

●循環型社会 (P1)

20世紀の後半に、地球環境保全、廃棄物リサイクルが高まる中、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会のあり方に代わる資源、エネルギーの循環的利用がなされる社会をイメージした言葉として提示された概念。

●浄化槽法 (P34)

浄化槽によるし尿等の適正な処理を図ることを目的とする法律。適正で健全な浄化槽行政を進展させていくためには、浄化槽の製造、設置、管理にわたる一連の過程を一元化する制度的な措置が必要であるとの認識の下に制定された。

●新エネルギー (P3)

「新エネルギー利用などの促進に関する特別措置法」において、「新エネルギー利用等」として規定されており、「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義されている。具体的には、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電や太陽熱、雪氷熱利用が該当する。

●振動規制法 (P34)

工場及び事業場における事業活動や建設工事に伴って発生する振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係わる要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的として制定された法律。

●森林の公益的機能 (P76)

森林の多面的機能ともいう。森林の持つ国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の機能のこと。

●水源かん養機能 (P18)

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、河川の流量を安定させる機能のこと。

●生活排水処理施設 (P15)

家庭などから排水されるし尿などを処理する施設。公共下水道や合併浄化槽、農業集落排水施設、漁業集落排水施設などがこれに該当する。

●生態系 (P6)

ある地域に生息・生育する生産者(植物)、消費者(動物)、分解者(微生物)からなる生物群集とそれを取り巻く大気、水、土、光などの無機的环境を合わせた一つの機能系。地球全体を一つの生態系と見なすこともある。

●生物多様性 (P1)

地球上の生物の多様さとともに、その生息・生育環境の多様さを表す概念であり、生態系(生物群集)、種、遺伝子(種内)の三つの多様性を指す。健全な自然環境が維持されるためには、生物の多様性を確保することが不可欠である。

●生物多様性基本法 (P3)

生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定し、平成 20 年度に制定された法律。

●生物多様性国家戦略 (P3)

生物多様性条約第 6 条に基づき、条約締約国が作成する生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画。

●騒音規制法 (P34)

工場及び事業場における事業活動や建設工事に伴って発生する騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的として制定された法律。

た 行

●大気汚染防止法 (P23)

工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに健康被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的に制定された法律。

●多自然川づくり (P74)

洪水など治水上の安全性を確保しつつ、瀬や淵、河畔林等の現存する良好な環境資源をできるだけ残すなど、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出するとともに、河川景観や地域の暮らし、歴史・文化との調和に配慮した川づくりのこと。

●食べ切り作戦 (P56)

食品ロスがないよう出された料理は残さず食べ切ることで全体のごみの量を減らす作戦。

●ダンボールコンポスト (P18)

生ごみを土壌改良材とともに段ボール箱に入れ、その中で減量堆肥化を行うもの。

●地球温暖化対策実行計画 (P2)

都道府県及び市町村が、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を実施するために策定された計画。

●地球温暖化防止活動推進員 (P52)

地球における地球温暖化の現状及び地球温暖化防止に関する知識の普及や温暖化対策の推進を図るための活動に取り組む運動員。地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、都道府県知事が委嘱する。

●地球温暖化対策の推進に関する法律 (P3)

京都会議で合意された京都議定書により、日本に課せられた温室効果ガスの排出削減目標を達成するために平成 10 年に策定された法律。この法律に基づき国や地方自治体が自ら排出する温室効果ガスの抑制計画をつくり、実施状況とあわせて公表し、排出量の多い企業等は抑制に努めるなどが主な柱となっている。

● ツーリズム (P68)

体験型観光。環境に配慮したエコツーリズムや山、地質遺産を活用したジオツーリズム、森などの自然を体験するグリーンツーリズム、海などの自然を体験するブルーツーリズムなどがある。

● 低燃費車(エコカー“地球にやさしい車”) (P32)

大気汚染物質(二酸化炭素や窒素酸化物など)の排出が少なく環境への負荷が少ない自動車。電気自動車やメタノール自動車、圧縮天然ガス自動車及びハイブリッド自動車などが該当する。

● 「低炭素」「循環」「自然共生」 (P3)

国の第4次環境基本計画において、環境行政の究極目標である持続可能な社会の実現のために達成が必要とされる各分野。

● 低炭素社会 (P3)

産業構造や生活様式の転換等により、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の排出量を低く抑えた社会のこと。

な 行

● ノーマイカーデー (P54)

日頃、マイカー通勤している職員を対象にマイカーから徒歩、自転車、相乗り、公共交通機関などへ通勤手段を自主的に変更することで通勤時に発生する。温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止に寄与することを目的としている。

は 行

● バイオマス (P53)

生物資源を表す概念で、一般的には再生可能な動植物などの生物由来の有機性資源で化石燃料(石炭、石油、天然ガスなど)を除いたもの。

● PM_{2.5}(微小粒子状物質) (P13)

大気中に浮遊している2.5 μ m(1 μ mは1mmの千分の1)以下の小さな粒子で、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。発生源としては、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等、人為起源のもの、さらには、土壌、海洋、火山等の自然起源のものもある。

● PPM (P24)

百万分の一を表す記号。例えば水1Lに物質1mgが含まれるとき1ppmとなる。大気の場合は、空気1 m^3 中に含まれる汚染気体の m^3 を指す。

●ビオトープ (P74)

生物を意味するBioと場所を意味するTopを合成したドイツ語。多様な生物の生息・生育する最小の地理学的単位であり、生物群集の生活空間の一つのユニット（単位）とする概念と整理することができる。生物学では、「特定の生物群集が生存できるような特定の条件を備えた均質な地域」と定義されている。

●フリーマーケット (P47)

公園や駐車場、体育館などで行われる不用品売買の催しである。主に古着などの生活用品が取り扱われる。

●保安林 (P76)

森林の有する水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため国又は県が指定する森林。指定目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等を規制している。

ま 行

●マイバック運動 (P18)

ごみの減量化の消費活動として、レジ袋削減のため買い物に際して、買い物袋持参を消費者に推進している運動。

●マニフェスト制度 (P50)

産業廃棄物の行き先を管理し不法投棄を未然に防止することを目的とした制度。排出事業者は、自らの責任で廃棄物を適正に処理しなくてはならない。また、処理を他人に委託する場合は、廃棄物が最終処分まで処理されたかどうかを確認する義務がある。

●モニタリング調査 (P69)

主要成分などの変化を見逃さないように、同一の地点において、毎回同じ手法により、長期にわたり継続して観測・監視する調査のこと。

●藻場 (P15)

海藻または海草が密生し、それがある程度の広がりをもっているところ。水生動物の産卵場、育成場、生育場として重要な意味をもつ。

